

平成29年12月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成26年(ワ)第6163号 特許権侵害行為差止等請求事件
口頭弁論終結日 平成29年10月6日

判 決

5 原 告 株 式 会 社 カ プ コ ン
同訴訟代理人弁護士 金 井 美 智 子
同 重 富 貴 光
同 古 庄 俊 哉
同 長 谷 部 陽 平
10 同 澤 祥 雅
同補佐人弁理士 廣 瀬 文 雄
被 告 株 式 会 社 コ ー エ ー テ ク モ ゲ ー ム ス
同訴訟代理人弁護士 佐 藤 安 紘
同 高 橋 元 弘
15 同 吉 羽 真 一 郎
同 末 吉 互
同訴訟代理人弁理士 鶴 谷 裕 二

主 文

- 20 1 被告は、原告に対し、517万円及びこれに対する平成26年7月11
日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
3 訴訟費用はこれを200分し、その1を被告の負担とし、その余を原告
の負担とする。
4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

25 事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、9億8323万1115円及びこれに対する平成26年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、①発明の名称を「システム作動方法」とする発明に係る特許権（特許第3350773号。以下「本件特許権A」といい、これに係る特許を「本件特許A」という。）及び②発明の名称を「遊戯装置、およびその制御方法」とする発明に係る特許権（特許第3295771号。以下「本件特許権B」といい、これに係る特許を「本件特許B」というとともに、本件特許権Aと本件特許権Bを併せて「本件各特許権」という。）を有する原告が、被告が業として、I：別紙「イ号製品目録」記載の各ゲームソフトの製造、販売等をしたことは、本件特許Aの請求項1及び2に係る各発明（以下、それぞれ「本件発明A-1」、「本件発明A-2」といい、両発明を併せて「本件各発明A」という。）を間接侵害（特許法101条4号）し、侵害行為を惹起したことにつき不法行為が成立する、II：別紙「ロ号製品目録」記載の各ゲームソフトの製造、販売をしたことは、本件特許Bの請求項1及び8に係る各発明（以下、それぞれ「本件発明B-1」、「本件発明B-8」といい、両発明を併せて「本件各発明B」というとともに、本件各発明Aと本件各発明Bを併せて「本件各発明」という。）を間接侵害（特許法101条1号、4号）するものであり、侵害行為を惹起したことにつき不法行為が成立するとして、被告に対し、不法行為（本件各特許権の侵害又は一般不法行為）に基づき、損害賠償金9億8323万1115円（本件特許Aの実施料相当額8億9123万1115円、本件特許Bの実施料相当額4700万円、弁護士等費用相当額4500万円の合計額）及びこれに対する不法行為の後の日である平成26年7月11日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、本件特許権Aに関する各請求、本件特許権Bに関する各請求の関係は、それぞれ選択的併合の関係にあると解される。

第3 本件特許権A関係

原告の本件特許権A関係の請求に関する事実及び理由は、別紙「本件特許権A関係の請求に関する事実及び理由」記載のとおりである。

第4 本件特許権B関係

5 原告の本件特許権B関係の請求に関する事実及び理由は、別紙「本件特許権B関係の請求に関する事実及び理由」記載のとおりである。

第5 結論

以上の次第で、原告の請求は、第4認定の限度で理由があるから、その限度で認容することとし、その余は理由がないことからいずれも棄却することとし、主文の
10 とおり判決する。

大阪地方裁判所第26民事部

15

裁判長裁判官

高 松 宏 之

20

25

裁判官

野 上 誠 一

5

裁判官

大 門 宏 一 郎

10